

〔川西市総合センター〕

気象警報発令時における事業(各種教室、催し等)の取り扱いについて

- ・ 午前 8 時の時点で、川西市に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」のいずれかが発令中の場合、午前中に実施予定の事業(各種教室、催し等)は中止とします。
- ・ 正午の時点で、川西市に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」のいずれかが発令中の場合、午後実施予定の事業(各種教室、催し物)は中止とします。
- ・ 午後 5 時の時点で、川西市に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」のいずれかが発令中の場合、夜間に実施予定の事業(各種教室、催し等)は中止とします。
- ・ 上記のいずれの場合も、発令中の警報が解除になった場合でも、途中実施はいたしません。
- ・ 事業(各種教室、催し等)開催中に、川西市に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」のいずれかが発令された場合、事業(各種教室、催し等)は中止とさせていただきます。

気象警報発令時における貸館の取り扱いについて

- ・ 使用開始 1 時間前に、川西市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発令中の場合は、原則貸室をしません。ただし、使用を許可されたグループ等の構成員がすべて 18 歳以上の場合は、その使用又は使用中については当該グループ等の判断とします。
- ・ 貸室の使用中に、川西市に「各種警報」が発令された場合、使用の継続又は中止については、現に使用しているグループ等の判断とします。
- ・ 川西市に発令された「各種警報」が「特別警報」に変更された場合、「特別警報」に変更されると予想される場合又は公共交通機関の停止などにより帰宅が困難となることが予想される場合は貸室は行いません。また、貸室の使用中の場合はこれを中止します。
- ・ 各種警報の発令で使用開始時刻前または発令の時点で使用を中止したときは使用料を還付します。
- ・ 各種警報の発令時点で使用を継続した場合は、その後に特別警報の発令等で使用を中止しても使用料は還付しません。